

議会傍聴人の心得

○傍聴の手続き

会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付票に記入すること。

○議場への入場禁止

傍聴人は、議場に入ることができない。

○傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話、カメラ、録音機の類を携帯してはいけない。ただし、傍聴席において撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

○違反に対する措置

傍聴人がこの心得に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。